

第2回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第4号 令和4年年間活動計画(案)について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明について

議案第7号 農用地利用集積計画(案)について

議案第8号 農用地利用配分計画(案)について

- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書
- 報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第8号 農地法第5条の適用を受ける買受適格証明願について
- 報告第9号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

議長 ただ今から、令和4年第2回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は全員出席ですので定足数に達しており会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、8番梶谷委員、1番河岡委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和4年1月13日(水) 常設審議委員会現地調査(会長)

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第4号「令和4年年間活動計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号

「令和4年年間活動計画(案)」説明をさせていただきます。議案の1ページです。

先月の総会前に農政専門部会で審議いたしまして、計画案を作成しました。令和3年からの変更点は、「農地パトロール及び荒廃農地調査」を9月から8月に変更した点です。これは、法令にそれに合わせた変更です。

議長 これに関しては農政専門部会で検討しております。

古徳委員 専門部会を行いまして案として説明がありましたが、毎年8月の実施予定が9月の月上旬に実施していましたが、今年度は必ず8月中に実施するという事になりました。

議長 議案の説明と農政部会長さんの説明が終わりました。ご意見、ご質問はありま

せんか。ないようですので採決をとります。議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号「令和4年年間活動計画(案)について」は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第5号の説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の3～5ページです。

(番号1)

譲渡人は、境港市外江町のAさんで、譲受人は小篠津町のB・Cさんです。土地の所在は、4ページにあります外江町、畑、535㎡のうち294.44㎡です。

申請理由は、申請地を買い受けて、住宅敷地にしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われま

す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、地盤高も現状と変わらず、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、足立会長、阿部委員、古徳委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地手前の方は、バラスが敷いてあるんですけど、問題はないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ここは、バラスが敷いてあるという事でしたが、一時転用でバラスを敷いたという事ではありません。ないようですので、採決をとります。番号1に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1は、原案のとおり承認されました。続きまして番号2の説明をお願いします。

事 務 局 (番号2)

譲渡人は、境港市渡町のDさんで、譲受人は渡町のEさんです。

土地の所在は、5ページにあります渡町、田、934㎡です。

申請理由は、当該農地を売買により所有し、隣接地と一体で資材置場として利用したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、第2種農地に該当します。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

計画面積につきましては、添付された事業計画書から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、当該農地及び周辺農地は現在耕作されておらず、被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、足立会長、阿部委員、古徳委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 場所は、資材置き場の隣接地になります。草も生えなくなるのでいいのではないかと思います。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。番号2に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号2は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第6号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案6ページから7ページです。

(番号1)

申請人は米子市両三柳のFさんです。土地の所在は、森岡町、畑、191㎡、で調整区域内にあります。地図は7ページです。

申請地は以前より、宅地として利用しており、農地としての再生は困難とのことです。

現地調査は、足立会長、阿部委員、古徳委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 ここには、椿等が植えてあるのですが、ここを宅地にと考えておられるようです。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第7号「農用地利用集積計画(案)について」、議案第8号「農用地利用配分計画(案)について」関連がありますので一括して説明をお願いします。議案内容に関係しますので梶谷委員は退席をお願いします。

(梶谷委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案8ページから10ページです。9ページが総括表です。賃借権設定が畑13筆、15,590㎡です。使用貸借権設定は畑13筆、15,590㎡です。10ページが利用権設定の各筆明細です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。議案第8号「農用地利用配分計画(案)について」を説明させていただきます。議案の11ページから12ページです。これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあ

ることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、先ほどの利用集積計画で機構に集積された農地と、すでに担い手育成機構が中間保有している農地を新規就農者へ配分するという配分計画案になっています。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第8号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり承認されました。

(梶谷委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第8号 農地法第5条の適用を受ける買受適格証明願について

報告第9号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○市町村農業委員会会長・事務局長会議 (WEB) 令和4年2月28日 (月)

○第3回境港市農業委員会総会 (第1会議室)

◆午後1時30分～

令和4年3月11日 (金)

・農業委員会情報 市報2月号「農業者年金に加入しませんか」
市報3月号「農地の転用について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和4年第2回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和4年2月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
